別表第二二(三)の項主索の径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(三)の項素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(三)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | |
|---|---|
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第二四(九)の項径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(九)の項素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(九)の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | |
|---|---|
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第二一(四)の項ロープ式・巻胴式の項主索の径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(四)の項ロープ式・巻胴式の項主索の素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(四)の項ロープ式・巻胴式の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | |
|---|---|
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見えるより谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第三二(七)の項主索の径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(七)の項主索の素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(七)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | |
|---|---|
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第六三(一)の項径の状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(一)の項素線切れの状況の項(は)欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(一)の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | |
|---|---|
| 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ　錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | ロ　錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別記第1号2(3)の欄主索の欄中

「

| 素線切れ | 1よりピッチ内の素線切れ数 |
|---|---|
| 最も摩損した主索の番号（　　） | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ本数 |
| 該当する素線切れ判定基準（　　） | |
| 素線切れが生じた部分の断面積の割合 | |
| 70%超・70%以下 | |

」

を